

熊本県血液不足等緊急事態における危機管理対応要項

1 目的

県並びに熊本県赤十字血液センターは、自然災害や献血制限措置等に起因する輸血用血液製剤の在庫状況を踏まえ、相互に連携して、県内の医療に必要な血液を確保するための危機管理対策を講じるものとする。

2 定義

(1) 適正在庫とは、熊本県赤十字血液センターの一日当たりの平均的な供給量（医療機関の需要量）の3日分のことをいう。

(2) 保有率とは、全血液型の在庫量の適正在庫に対する割合のことをいう。

3 実施事項

(1) 注意報レベル

① 第1段階：保有率70%（在庫約2日分）を切った時点

◎県の実施事項

- ・ 血液センターから情報の入手
- ・ 保健所等出先機関へ情報の提供等（取組依頼含む）
- ・ 県ホームページによる呼びかけの開始

◎血液センターの実施事項

- ・ 県や市町村へ情報の提供
- ・ 需給調整の開始
- ・ ダイレクトメール等による呼びかけの実施
- ・ ホームページによる呼びかけの開始

② 第2段階：第1段階となった日を含む週の翌週の月曜日に保有率が前週より低下した場合

◎県の実施事項

- ・ 注意報の発令
- ・ 市町村・部会団体（ライオスクラブ、学生献血推進協議会、青年団、青年会議所、保健所長会長、熊本市）へ協力の依頼
- ・ 移動採血車受入施設及び周辺施設・団体への協力依頼等の実施

◎血液センターの実施事項

- ・ 県が実施する注意報発令への協力
- ・ 移動採血車の増車
- ・ 移動採血車受入施設及び周辺施設・団体への協力依頼等の実施

(2) 警報レベル

① 1段階：保有率50%（在庫約1.5日分）を切った時点

◎ 県の実施事項

- ・ 警報の発令
- ・ 県庁や振興局等での緊急献血の実施
- ・ 各種団体・企業へ協力の依頼

◎ 血液センターの実施事項

- ・ 県が実施する警報発令への協力
- ・ 固定施設の受付時間延長
- ・ 大規模事業所での緊急献血の実施
- ・ 県庁や振興局等での緊急献血の実施

② 2段階：第1段階となった日を含む週の翌週の月曜日に保有率が前週より低下した場合

◎ 県の実施事項

- ・ 血液不足等緊急対策部会の開催
- ・ 庁内各部へ協力の要請
- ・ 街頭キャンペーン等の実施

◎ 血液センターの実施事項

- ・ 街頭キャンペーン等の実施
- ・ 固定施設の休日稼働

4 血液不足注意報・警報の発令

(1) 発令者 熊本県健康福祉部長

(2) 発令の方法

熊本県健康福祉部長は、発令基準に達した場合、熊本県赤十字血液センター所長と協議のうえ、注意報又は警報を発令することができる。

(3) 発令の有効期間

発令当日（月曜日）を含めて1週間（日曜日まで）とし、その後は自動解除される。

(4) 発令の周知

熊本県健康福祉部薬務衛生課は、注意報等を発令と同時に、広報課を通じて報道機関に情報提供するとともに、血液センター・市町村・保健所にFAXで一斉に通知する。

また、県のホームページ等に情報を掲載するとともに、県庁・保健所等に立て看板を設置するなど、広く県民への周知に努める。

(附則) この要項は、平成17年11月18日から施行する。